

◆◆5◆◆ 農薬等の残留基準についての新たな制度(ポジティブリスト制度)

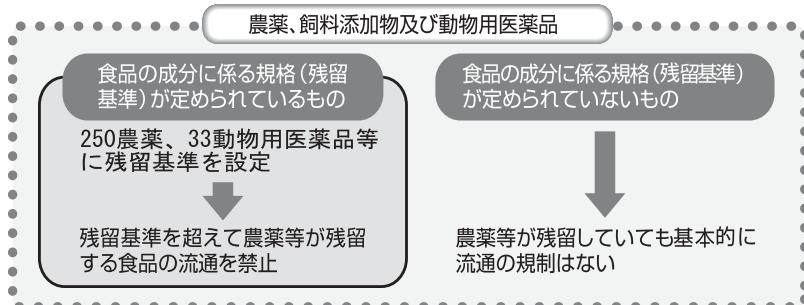
平成18年5月29日から施行されたポジティブリスト制度では、平成15年5月に改正された食品衛生法に基づき、従来の基準や国際基準などを踏まえて、799農薬等に残留基準を設定するとともに、残留基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて含まれる食品の流通を原則禁止する制度です。

この制度の規制対象となる物質は、農薬・飼料添加物及び動物用医薬品です。また、規制対象食品は、生鮮品、畜水産食品、加工食品を含むすべての食品です。

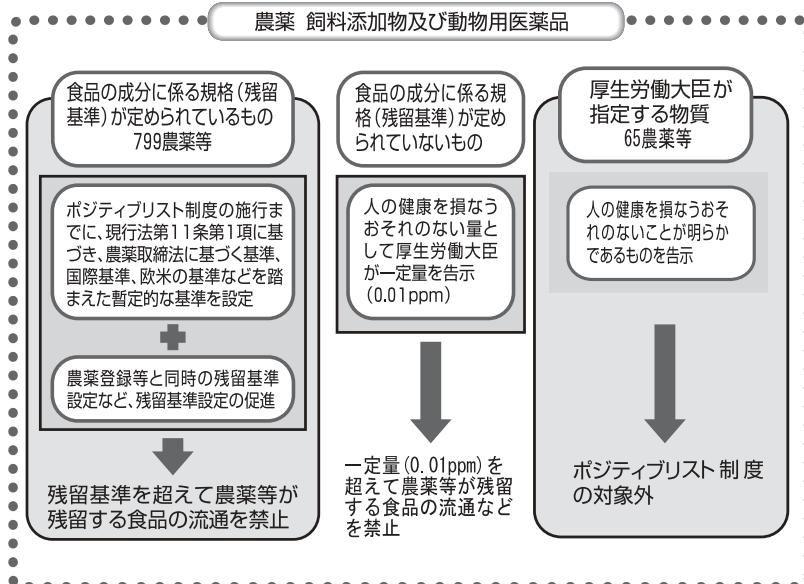
*制度の詳細及びQ&Aについては、厚生労働省HP
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html>

【ポジティブリスト制度への移行】

■平成18年5月28日までは・・・一食品中に残留する農薬等の規制一



■平成18年5月29日からは・・・一食品中に残留する農薬等の規制一



【残留基準設定のイメージ】

■従来の制度(平成18年5月28日まで) ... ネガティブリスト制度

<A農薬の場合>

農産物等名	残留基準 *1
トマト	1 ppm
きゅうり	2 ppm
キャベツ	0.5ppm
米	0.2ppm
レタス	なし
ほうれんそう	なし
すいか	なし
りんご	なし
加工食品	なし

{ 基準値が設定されていない農産物等の場合、A農薬が残留していても、法律の規制対象ではありませんでした。

■新しい制度(平成18年5月29日から) ... ポジティブリスト制度

<A農薬の場合>

農産物等名	残留基準
トマト	1 ppm
きゅうり	2 ppm
キャベツ	0.5ppm
米	0.2ppm
レタス	0.5ppm(暫定基準)
ほうれんそう	設定なし → 一律基準
すいか	1ppm (暫定基準)
りんご	設定なし → 一律基準
加工食品	設定なし → 一律基準

{ *2 残留する可能性のある農薬と食品の全てに、基準値が設定されました。
 *3 残留する可能性のある農薬と食品の全てに、基準値が設定されました。

*1 ■残留基準・・・農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において定められた、食品に残留する農薬などの量の限度です。

*2 ■暫定基準・・・国民の健康保護と、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図るために、国際基準（コードエクス基準）、農薬登録時の登録保留基準及び海外の基準（米国、EU、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア）を参考にして新たに設定された基準です。これら基準については、今後、計画的に健康影響評価を行って、基準を見直していく予定です。

*3 ■一律基準・・・人の健康を損なう恐れのない量として厚生労働大臣が定めた量。（0.01ppm）
 国民の食品摂取量を踏まえて、設定された基準です。諸外国でも、このような基準を設定しています。この基準が、適用されるのは、①いすれの農産物等に残留基準が設定されていない農薬等が農作物等に残留する場合や、②一部の農産物等にしか残留基準がなく、基準が設定されていない農産物等に、その農薬が残留する場合です。